

**三重弁護士会館（仮称）**

**設計監理業務技術提案プロポーザル募集要項**

2018年12月

三重弁護士会

## 1 業務の概要

- (1) 業務の名称  
三重弁護士会館（仮称）新築のための設計監理業務
- (2) 業務の内容  
三重弁護士会館（仮称）建設にかかる基本設計・実施設計・工事予定額の算定・工事監理業務（建築のほか、設備・外構等を含む）・建築確認及び各種申請・工事業者選定の助言
- (3) 履行期間  
2019年7月から2021年8月（予定）

## 2 方針とコンセプト

以下に示す事項を、技術提案プロポーザルに求める基本的な建築方針とします。

- (1) 人権擁護、社会正義の実現を使命とする三重弁護士会の活動拠点とします。
- (2) 社会的弱者に配慮し、法律相談など弁護士会の提供する司法サービスについて、市民が利用しやすい会館とします。
- (3) 機能性の高い執務スペース、会員同士の交流を図れるスペースを確保し、会員が利用しやすい会館とします。
- (4) 今後も増大が予想される会務について、事務局職員と執行部との協働による円滑な運営が可能となる会館とします。
- (5) 大小の委員会・研修・ADR等、様々な活動・用途に対応可能な、柔軟性の高い会館とします。
- (6) 近い将来発生の予想される南海トラフ地震、風水害等の自然災害リスクに十分に配慮した会館とします。
- (7) 地球環境、ライフサイクルコストの低減に配慮した会館とします。
- (8) 小規模であっても、後世に残る文化的資産性を兼ね備えた個性的で魅力ある建物を造り、地域のランドマーク的な存在感を持つ会館とします。

## 3 参加資格

本技術提案プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件全てに該当する者となります。

- (1) 参加者の資格要件
  - ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者で所属1級建築士が2名以上であること。
  - ② 三重県内または愛知県内に、本店、支店または営業所を構える事務所であること。
  - ③ 対象となる設計業務に関し、国の諸法令により必要とされている資格を有すること。
  - ④ 破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）

民事再生法（平成11年法律第225号）、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）のいずれかに基づく手続開始の申立中、または手続中でない者。

- ⑤ 建築士法第26条第2項の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていない者。
  - ⑥ 地方公共団体における暴力団等排除条例による入札参加排除措置を受けていない者。
  - ⑦ 三重県内で、平成20年1月以降に完成した延床面積500㎡以上の建築物新築工事1件以上の設計実績を有すること。
  - ⑧ 設計者に選定された場合、提案提出時の統括責任者または意匠担当主任技術者が当該建物の設計を担当でき、かつ、2020年3月までに当該建物の設計完了が可能な体制にあること。
- (2) 参加不適格者
- ① 本業務の審査委員
  - ② 本業務の審査委員自らが主宰または役員・顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者
- (3) 参加を希望の者は別紙の「参加申込書」にて2019年1月25日午後5時までにFAXにて提出して下さい。受付をした場合は受領書を返信いたします。なお、後記「4 参加に必要な書類」記載の各書類は、「5 提案書等の提出(3)」記載の提出期限までに提出いただければ結構です。

## 4 参加に必要な書類

- (1) 技術提案書
- ・ A4版縦使い2枚以内
  - ・ 本要項の「2 方針とコンセプト」及び「9 与条件」に基づき、「三重弁護士会館（仮称）の設計についての提案」をテーマに、簡潔に提案書を作成して下さい。
  - ・ 予想されるイニシャルコスト（外構費を含む）、年間ランニングコストを算出して下さい。
- (2) イラスト程度の説明図（平面図、立面図等。パース図面可。）
- ・ A3版2枚以内、着色可
- (3) 設計者経歴等関係書類
- ① 建築士事務所・技術者調書（下記の内容を記述して下さい）
    - ・ 建築士事務所の名称と所在地、電話番号、メールアドレス
    - ・ 一級建築士事務所の登録番号と管理建築士の氏名及び建築士免許証等の写し
  - ② 取組体制を説明する資料
  - ③ 統括責任者と意匠担当主任技術者の氏名、経歴及び主要実績
  - ④ 建築士事務所の過去10年の主な業務実績

注1) ①、②、③はそれぞれA4版縦使い1枚でまとめ、様式は自由とします。

注2) ④については今回の案件に最も類似する物件1点の内外写真各1点・図面を添付し、概要・特徴を記述して下さい。

注3) ③において主要業務実績が他の建築士事務所での実績の場合は、その事務所名と業務における技術者としての立場を明記して下さい。

注4) 以下、上記の(1)乃至(3)を併せて「提案書等」と記載します。

## 5 提案書等の提出

- (1) 提出場所  
三重弁護士会事務局
- (2) 提出の方法  
持参または郵送
- (3) 提出期限  
2019年4月5日(金) 午後5時必着
- (4) 提出部数  
提案書等の印刷物 3部  
上記提案書等のPDFデータを記録したCD/DVDディスク 1枚
- (5) 提出資料は左斜め上部をホッチキス留めして下さい。
- (6) 提出後の資料の追加、訂正は認めません。

## 6 提案にかかる留意事項

- (1) 本業務は、設計者を選定するために必要な提案を求めるものであり、詳細な提案を求めるものではありません。したがって、通常の基本設計あるいは実施設計に伴う図面、模型等は必要ありません。要求資料以外の資料については、提出を認めません。
- (2) 主催者は、設計者選定後、選定された設計者の提出案に拘束されないものとします。
- (3) 提案は1つの建築士事務所につき1案とします。

## 7 主催者、事務局

- (1) 主催者  
三重弁護士会
- (2) 事務局  
三重弁護士会事務局 電話 059-228-2232  
FAX 059-227-4675  
所在地 〒514-0032  
三重県津市中央3番23号

## 8 審査委員会の概要

選定にかかる審査は、以下の審査委員により組織した審査委員会が行います。

学識経験者委員：1名（大学教授等）

実務経験者委員：2名（一級建築士等）

弁護士委員：5名（三重弁護士会会長、担当副会長、会館建設委員会正副委員長）

## 9 与条件

### (1) 敷地状況

所在地	津市丸之内養正町1-1（登記上の地番：津市丸之内養正町7番）
敷地面積	841.29㎡
用途地域	近隣商業地域
建ぺい率	90%
容積率	300%
防火指定	準防火地域
備考	駐車場法、景観法、文化財法、既存建物の杭の存置がある

### (2) 構造・規模

延床面積	1050㎡程度
構造	任意
駐車場	15台程度
	総合耐震設計基準の構造体Ⅲ類

### (3) 現在想定している所要室の条件

別紙のとおり

### (4) 建設工事費

3億4000万円（消費税込み。設備、外構工事を含む。備品を除く。）

### (5) 設計期間

2020年3月末までに実施設計を終え、2020年8月末までに確認申請、業者選定の上工事契約完了

### (6) 設計内容

- ・基本設計、実施設計（電気設備・機械設備・外構を含む）
- ・積算内訳書は不要とするが、概算工事費の内訳は必要
- ・建築確認申請、関係法令による届出・申請
- ・カーテン・ブラインド・カウンター等は必要なものとする

### (7) 建設工期

2020年9月着工、2021年8月末竣工

## 10 質疑

現地説明会は開催しませんが、質疑は書面で受け付けます。

### (1) 提出の方法

A4縦用紙に記入し、事務局宛にFAXして下さい。

(2) 質疑に対する回答

質疑に関わる回答は、質疑者の名前等を伏せた上で、一括して質疑回答書としてまとめ、すべての提案者にFAXで送信します。

(3) 受付期間

2019年2月4日から2月15日まで

(4) 回答時期

2019年2月26日(火)

(5) その他

質疑回答書の内容は、本要項の追加または修正とみなします。

## 11 審査及び結果の通知

(1) 1次審査

審査委員会において、提出書類に基づき優秀者の3者を選定します。

1次審査終了後、優秀者の3者には2019年4月19日(金)午前中に電話連絡をします。また、優秀者については、三重弁護士会のホームページで公表します。

優秀者以外への審査結果の通知については、優秀者の発表をもって換えさせていただきます。

(2) 2次審査

審査委員会においてプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、最も優れた提案者を最優秀者として選定します。

プレゼンテーション・ヒアリング実施の1週間前までに、①具体的な考察及び提案に基づく着色パースを提出して下さい。提案書等に着色パースが含まれている場合は重ねての提出は不要です。②目安として、設計、監理料を明示する書面を提出して下さい。特に監理項目について明示して下さい。様式は自由とします。

プレゼンテーション・ヒアリングは2019年5月17日午後1時から行います。うちプレゼンテーションは三重弁護士会会員公開で実施します。

プレゼンテーションの時間は20分以内とし、プロジェクターを使用する場合は予め事務局に届け出て下さい。プロジェクター、スクリーンは三重弁護士会が用意します。接続機器(パソコン等)及びデータは持参下さい。なお、プロジェクターを使用する場合は、提出済みの資料と異なる新たな内容の提示はしないで下さい。

プレゼンテーション後に三重弁護士会会員アンケートを実施し、その結果は2次審査の資料となります。

(3) 情報の一部公開について

1次審査と2次審査の一部書類は、三重弁護士会会員に公開し、会員アンケートの際の資料とします。

(4) 結果通知

最優秀者には、2019年6月5日(月)午前中に電話連絡をします。

また、最優秀者については、三重弁護士会のホームページで公表します。

最優秀者以外への審査結果の通知については、最優秀者、優秀者の発表をもって換えさせていただきます。

## 12 失格事項

応募者が次の各項のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 本業務の審査委員や関係者に対し、提案への援助を直接または間接的に求めた場合
- (2) 提案者の作成要項及び提出方法、提出期限を遵守しない場合
- (3) その他、審査委員が不適格と認めた場合

## 13 参加報酬等

- (1) 最優秀者は優先契約交渉権を取得します。
- (2) 全参加者に対して、報酬・実費の支給等はありません。  
但し、2次審査参加者には、資料作成費用として金10万円（消費税込）を支払います。

## 14 設計等の委託

- (1) 契約締結の交渉  
最優秀者と設計監理委託契約にかかる交渉を行うものとします。
- (2) 建築士事務所の業務  
本要項の「1 業務の概要」のとおり。
- (3) 契約書作成の要否  
要。
- (4) 設計監理委託契約  
本要項の「1 業務の概要」の業務に対する委託料は、2700万円（建築確認申請手数料、完了検査申請手数料、消費税込み）を上限とし、三重弁護士会との随意契約により締結します。
- (5) 受注資格の喪失  
本業務を受託した参加者等（協力を受ける他の者も含む）と製造業及び建設業と資本・人事面において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務にかかる全ての工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことはできません。

## 15 著作権、意匠及び提出図書の取り扱い

- (1) 著作権及び意匠権  
提出された提案書等にかかる著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとします。  
なお、提案書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場

合を除き、当該第三者の承諾を得て下さい。

第三者の著作物の使用に関する責めは使用した参加者に帰するものとします。

(2) 提出図書の使用

提出時点で著作物の公開権は三重弁護士会に帰属します。

提案書等は、選定作業等において必要な範囲において複製します。

三重弁護士会は、入選作品を含めた応募作品を公開・展示することができるものとします。

## 16 その他、留意事項

- (1) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、返却しません。
- (3) 本業務の実施にあたって提案書等に記述された統括責任者及び主任技術者は、特別の理由があると認められる場合を除き、変更することはできません。

以上



## 所要室の条件

計画地 津市丸の内養正町7  
841.29㎡

都市計画区域 近隣商業地域  
建蔽率:90% 容積率:300% (673.03㎡/2,523.87%)

防火指定 準防火地域

備考 駐車場法、景観法、文化財法、既存建物の杭の存置がある

室名	内容	参考面積
エントランスホール	パンフレット、広報物の陳列スペースと、待合いスペース、自販機コーナーを含む。	60㎡
相談室	対面着座4人掛けとし、4室設ける。	10㎡×4
応接室	10人程度で使用するものとし、ソファ掛けとする。	30㎡
図書室 (会員向け)	周密(可動)書架とする。コピー機、8人程度が使用する起案スペース(30~40㎡、パーテーションあり)を考慮する。	50㎡
総会ホール	椅子のみで200~230席、椅子+机で120席程度のスペースを確保する。 可動間仕切りで3~4分割できるようにする。	220㎡
会議室	一般的な対面式机で15~20人を収容するものを1室、10人を収容するものを2室設ける。	40㎡×1
談話室	15人程度で使用するものとし、ソファ掛けとする。	40㎡
多目的室	他団体への賃貸その他の用途が可能な、柔軟性・拡張性のあるスペースを確保する。	20㎡×1 10㎡×2
事務局	10人の職務スペース、簡易打合せスペースを設ける。文書保管スペースを設ける。	120㎡
ロッカー室	男女別とする。	計15㎡
エレベーター PS・EPS	エレベーターは9~13人乗り程度とする。	各階10㎡
WC	男子WC、女子WCとし、各階に設置。	各10㎡
多目的WC	1階のみ設置。	5㎡
倉庫	会議机、椅子用とし、該当室に近接させる。	計30㎡
給湯室		計8㎡
駐車区画	15台程度とする。	
※ 相談室、多目的室等の狭小な部屋についても、火災・地震・不審者侵入等に備え、極力、複数の出入口から複数の避難方向を確保する。		